

令和7・8年度浪江町入札参加資格審査申請要項 (追加受付・紙媒体申請版) (建設工事・測量等・役務・物品購入)

公共機関が工事や製造の請負契約、測量等の委託契約の相手方を指名競争入札の方法で選ぶとしようとする場合、あらかじめ相手方の資格を審査し、契約対象者として適正かどうかを認定しておくことが地方自治法により定められています。

そのため、浪江町が行う指名競争入札に参加を希望される場合は、あらかじめ入札参加資格審査申請及び認定を受ける必要があります。

今般、資格審査申請の追加受付を行いますので、競争入札に参加を希望される場合は、次の方法により申請してください。

1 受付期間及び受付時間

受付期間：令和8年2月1日（日曜日）から令和8年2月28日（土曜日）まで

受付方法：持参または郵送

(持参による受付は土・日、祝日を除く。郵送の場合は2月28日消印有効)

受付時間：午前9時から午後5時まで（持参の場合。正午から午後1時を除く）

※紙媒体による申請の場合も浪江町役場が電子申請手続きを代行することから、システム利用料（1申請あたり1,980円（税込み））が必要となります。

2 宛名及び受付場所

宛名 浪江町長

受付場所 〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場 総務課 管財係

TEL 0240-34-0237

3 システム利用料について

1 申請あたり 1,980円（税込み）

(1) 「建設工事」「測量等」「役務」「物品購入」の申請ごとに1,980円の利用料が必要となります。

例) 「建設工事」と「測量等」の2区分を申請する場合

1,980円×2区分=3,960円

(2) お支払方法は、専用振込用紙による振り込みとなりますので、事前に上記2の宛名及び受付場所に記載した浪江町役場総務課管財係あてに、返信用封筒（返信に必要な金額の切手を貼付し、返信先住所を記載したもの。）を送付いただくか、窓口へ直接お越しください。

※町への直接のお支払いは受け付けておりません。

(3) お支払いは申請期間内に完了させてください。

4 申請書を提出できない方

次の要件に該当する方は、資格審査申請書を提出することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者 ※建設工事に申請する場合のみ
- (4) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (5) 工事若しくは製造の請負の契約又は物品の買入その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務をまぬがれた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- (6) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (7) 審査基準日の直前2年の営業年度において完成工事高又は取扱高のない者
- (8) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (9) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (13) 社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していない者(個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く) ※建設工事に申請する場合のみ

5 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書は郵送(令和8年2月28日消印有効)もしくは持参による受付とします。電子メール、FAXでの受付は出来ませんのでご注意ください。

持参の場合でも即日審査は行いませんのでご注意ください。

- (2) 申請書類への虚偽記載や、重要な事実を記載しなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後に発覚した場合には資格が取り消される場合があります。
- (3) 審査基準日は令和7年10月1日とします。(令和7年10月1日の直前の営業年度の内容を基本に審査します。)
- (4) 申請書類に不備又は不足があった場合には、書類が整備された後に受付完了となります。
- (5) 受付が完了した申請書類については、原則修正することができません。

6 資格認定の通知

資格審査申請書の受付期限以降に審査を経て、有資格業者として認定します。

なお、資格認定が受けられない方のみその旨を通知し、資格認定を受けた方への通知は省略
します。

7 資格の有効期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

8 申請した事項の変更等の届出

申請書提出後、商号・名称及び代表者及び内部受任者職氏名等に変更が生じた場合には、競争入札参加資格審査事項変更届の提出が必要となります。

速やかに変更等の届出をしてください。

紙媒体により申請した申請者は持参または郵送による届出を行ってください。(インターネットによる届出はできません。)

なお、任意の時点でインターネットによる電子申請が行える環境が整うなど、電子申請による手続きへの変更を希望される場合は、浪江町役場総務課管財係にご相談ください。

9 申請様式の入手方法について

浪江町ホームページよりダウンロードしてください。

【建設工事】

(県内業者)

- ・ 建設工事申請書 (共通)
- ・ 建設工事 (県内) 申請様式一括
- ・ 建設工事 (県内) 記載例一括

(県外業者)

- ・ 建設工事申請書 (共通)
- ・ 建設工事 (県外) 申請様式一括
- ・ 建設工事 (県外) 記載例一括

<提出書類一覧>

- ・ 社会保険加入状況申告書 (経営規模等評価結果通知書等で確認できる場合は不要)
- ・ 営業所及び委任関係一覧表 (委任先を設けない場合は不要)
- ・ 委任状兼使用印鑑届 (委任先を設けない場合は不要)
- ・ 建設業許可通知書 (写)
- ・ 委任先において建設業許可が登録されていることが確認できる書類 (写)
(委任先を設けない場合は不要)
- ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写) (審査基準日 (令和7年10月1日) に有効なもの)
- ・ 工事経歴書 (その1) 県内業者 (2年又は3年分)

- ・ 工事経歴書（その2） 県外業者（2年又は3年分）
- ・ 完成工事高集計表
- ・ 対応表No.1（平均完成工事高） 経審申請業種と入札参加申込業種の平均高対応表
- ・ 対応表No.2（平均元請完成工事高） 経審申請業種と入札参加申込業種の平均高対応表
- ・ 技術者経歴書
- ・ 未納税額がないことの証明（写し可）
 国税：法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことの証明
 （法人）その3の3
 （個人）その3の2
 都道府県税：事業税、都道府県民税及び地方消費税に未納税額がないことの証明
 （各都道府県税部発行のもの）
 市町村税：市町村税の未納がないことの証明
 （浪江町に本店又は営業所がある場合は町税の未納がないことの証明、それ以外の場合
 は委任する営業所所在地のもの）
- ・ 誓約書（暴力団等の排除に関するもの）及び役員等名簿

【測量等】

- ・ 測量等申請書
- ・ 測量等申請様式一括
- ・ 測量等記載例一括

＜提出書類一覧＞

- ・ 営業に関する登録証明書（写）又は現況報告書（写）
- ・ 事業主身分証明書又は履歴事項全部証明書
- ・ 業務経歴書（直近2年）
- ・ 営業所及び委任関係一覧表（委任先を設けない場合は不要）
- ・ 委任状兼使用印鑑届（委任先を設けない場合は不要）
- ・ 対応表（取扱業務高）
- ・ 技術者経歴書
- ・ 技術者集計一覧表（土木設計を申請する場合は提出必須）
- ・ 財務諸表（直近2年分）
- ・ 未納税額がないことの証明（写し可）
 国税：法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことの証明
 （法人）その3の3
 （個人）その3の2
 都道府県税：事業税、都道府県民税及び地方消費税に未納税額がないことの証明
 （各都道府県税部発行のもの）
 市町村税：市町村税の未納がないことの証明
 （浪江町に本店又は営業所がある場合は町税の未納がないことの証明、それ以外の場合
 は委任する営業所所在地のもの）
- ・ 誓約書（暴力団等の排除に関するもの）及び役員等名簿

【役務】

- ・ 役務申請書
- ・ 役務申請様式一括
- ・ 役務記載例一括

< 提出書類一覧 >

- ・ 実績高調書等（直近2年）
- ・ 役務 希望する営業種目及びコード表（順位付けと、業務番号に○を付すこと）
- ・ 財務諸表（直近2年分）
- ・ 営業に関する登録証明書（写）又は現況報告書（写）
- ・ 事業主身分証明書又は履歴事項全部証明書
- ・ 営業所及び委任関係一覧表（委任先を設けない場合は不要）
- ・ 委任状兼使用印鑑届（委任先を設けない場合は不要）
- ・ 職員数及び営業年数
- ・ 未納税額がないことの証明（写し可）
 - 国税：法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことの証明
 - （法人）その3の3
 - （個人）その3の2
 - 都道府県税：事業税、都道府県民税及び地方消費税に未納税額がないことの証明
 - （各都道府県税部発行のもの）
 - 市町村税：市町村税の未納がないことの証明
 - （浪江町に本店又は営業所がある場合は町税の未納がないことの証明、それ以外の場合は委任する営業所所在地のもの）
- ・ 誓約書（暴力団等の排除に関するもの）及び役員等名簿

【物品購入】

- ・ 物品購入申請書
- ・ 物品購入申請様式一括

< 提出書類一覧 >

- ・ 事業主身分証明書又は履歴事項全部証明書
- ・ 希望する営業種目及びコード表（順位付けと、業務番号に○を付すこと）
- ・ 財務諸表（直近2年分）
- ・ 営業許可（登録、認可、届出）等一覧表（営業を行う上で必要な許可等があれば許可証等の写しと併せて提出）
- ・ 営業所及び委任関係一覧表（委任先を設けない場合は不要）
- ・ 印刷設備状況一覧表（印刷製本類を希望する場合は提出必須）
- ・ 委任状兼使用印鑑届（委任先を設けない場合は不要）
- ・ 未納税額がないことの証明（写し可）
 - 国税：法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことの証明
 - （法人）その3の3
 - （個人）その3の2
 - 都道府県税：事業税、都道府県民税及び地方消費税に未納税額がないことの証明
 - （各都道府県税部発行のもの）
 - 市町村税：市町村税の未納がないことの証明

(浪江町に本店又は営業所がある場合は町税の未納がないことの証明、それ以外の場合は委任する営業所所在地のもの)

- ・誓約書（暴力団等の排除に関するもの）及び役員等名簿
- ・消費税の会計処理に関する申告書（法人で上記6の提出書類である消費税の会計処理について確認できる個別注記表等（損益計算書への注記でも可）がある場合は提出不要）

10 問い合わせ先

【申請書や提出書類など申請上の手続き等についてのお問い合わせ】

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場 総務課 管財係

TEL：0240-34-0237

FAX：0240-35-5352

mail：namie11040@town.namie.lg.jp

※FAXにて問い合わせをする場合は、FAX送信後に上記電話番号へ送信した旨ご連絡ください。